

連載

中国・健康食品ビジネスで成功するポイント

～市場の検証と参入への心得～ その6

上海潤東バイオテクジャパン(株) 代表取締役社長 陳建君

近年、中国国民は食品の安全性にもっとも高い関心を寄せており、中国政府も食品の安全性に対する監督管理を強化し、一連の関連政策、法規や国家基準を改正・公布している。輸入食品に対しては、中国で一般に使われていない食品原材料と食品添加物を使用している場合、事前に中国衛生部(MOH)に許可申請する必要がある。衛生部の許可(公告として衛生部のホームページに掲載)を得てから、初めて中国への輸出・販売が可能となる。このように、中国で食経験のない食品と食品添加物は、それぞれ「新資源食品」と「新規食品添加物」として、下記のとおり定義されている。

新資源食品：

- ①中国で食経験のない動物、植物、微生物
- ②動物、植物、微生物から分離抽出された中国で食経験のない食品原料
- ③食品加工過程で使用された新種微生物
- ④新しい生産技術の導入により従来の食品成分や構造に変化が生じた食品原料

対象製品が新資源食品であるかどうかを判断するには、まず『中国食物成分表』を参照して判断する。菌種の場合、衛生部の「食品に使用できる菌種リスト」および新資源食品関連公告を参照する。リストに載っていない場合は、新資源食品として申請する必要があると考えられる。

新規食品添加物：

- ①食品安全国家标准に収録されていない食品添加物
- ②使用可能な食品添加物に関する衛生部の公告に収録されていない食品添加物

現在、中国で使用できる食品添加物はすべて国家标准GB2760『食品添加剤使用

衛生標準』に記載されている。この標準にない食品添

加物は中国国内での販売または中国への輸入食品に使用する場

合、まず新規食品添加物として申請し、許可を取得してから使用可能となる。

新資源食品と新規食品添加物の申請受理機関は衛生部の衛生監督センターになっているが、技術審査機関は新資源食品が衛生監督センターの関連部署、新規食品添加物が中国疾病予防制御センターの全国食品添加剤標準化技術委員会である。

許可申請のプロセスは下記のとおりである。

書類提出→書類審査→申請受理→技術審査→申請資料の修正・補足→行政審査(MOH)→パブリックコメントによる意見募集→許可(公告)

新資源食品と新規食品添加物を申請するにあたって、両者の提出書類の項目はほぼ同じである。主として対象品の研究開発関連資料、製造工程概要・フローチャート、製品品質標準、ラベル説明書などである。技術審査にあたって、審査官が最も重要視しているのは申請品の海外での生産・使用状況と、その安全性に関する研究データと文献資料である。つまり、“新”という製品に対して、食品の安全性はもっとも重要視され、審査されることになる。

今回は中国における特別用途食品(特殊膳食)や食品添加物の用途または使用量の拡大申請を紹介する。



中国新資源食品と新規食品添加物の許可申請